

## ヒートポンプ給湯器の低周波音による健康被害の対策向上に関する意見書

低周波音による苦情相談が年々ふえる中、消費者庁の消費者安全調査委員会により、ヒートポンプ給湯器と健康症状の関連性について調査が実施され、その結果が報告書としてまとめられました。この中で、低周波音による健康被害には個人差があるものの、不眠、倦怠感、頭痛、吐き気、いらいら、集中力低下などのさまざまな症状が発症している事実が公になりました。

その後、消費者庁では低周波リスク低減のための対策を講じるように関係省庁に協力を求め、これを受けて、経済産業省では、ヒートポンプ給湯器の据えつけガイドブックを作成し、日本冷凍空調工業会の協力のもと会員各社等への周知を図りました。しかし、このガイドブックの内容が設置事業者等に届いていない現状があり、消費者は低周波音のリスクにさらされている状況にあります。また、行政の相談窓口においては、その認識不足から、低周波音による健康被害相談の申し出を断るケースも見受けられます。

現在、ヒートポンプ給湯器は夜間電力の有効活用と温室効果ガスの削減を図るために広く世間で活用されている機器であり、ガイドブックに沿った安全かつ適切な設置を確実に進め、消費者の低周波音による健康被害を未然に防ぐことが重要であります。さらに、低周波音により身体的・精神的な苦痛を味わっている方々に対して、丁寧な対応とともに、その人体への影響についても解明が求められています。

よって、国におかれましては、低周波音による消費者被害の未然防止策として関係業界団体等との連携を密にし、住宅業者や設置事業者へのヒートポンプ給湯器の据えつけガイドブックの周知徹底を図られるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月13日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

環境大臣